

介護予防給付及び地域支援事業の見直しに関するアンケート

居宅介護支援事業所・地域包括支援センター職員に対する調査

ご協力のお願い

日頃より、佐倉市の高齢者福祉行政にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が成立し、介護保険及び医療について改正されました。

この改正に伴い要支援者に対する介護予防給付（訪問介護・通所介護）及び地域支援事業の見直しが含まれております。

現在、佐倉市において、要支援者に対するサービス提供体制について、検討を進めています。

つきましては、日頃、要支援者のケアマネジメント業務を行う、指定介護予防支援事業所の指定を受けた地域包括支援センターの職員、介護予防支援業務の一部を地域包括支援センターから受託した指定居宅介護支援事業所の職員の皆様のご意見を伺いたく、アンケートを実施いたします。

ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、いただきましたご回答につきましては、この調査以外の目的で使用することはありません。また、統計的に処理を行うことから、個人的な情報が公表されることもありません。

平成26年7月

佐倉市福祉部高齢者福祉課

記入上の注意

- 1 ご回答は、この調査票に直接ボールペンまたは鉛筆でご記入ください。
- 2 ご回答は、要支援者を担当するケアマネジャー各人からいただきたいので、調査票が不足する場合は、大変お手数ですが、コピーのうえ、ご回答ください。
- 3 ご記入いただきました調査票は、事業所ごとにまとめ、返信用封筒に封入して7月31日（木）までにご返送ください。
- 4 調査の内容や記入の方法などについて、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

佐倉市役所 福祉部 高齢者福祉課 生きがい支援班

電話：043-484-6243（直通） 043-484-1111（代表）

介護予防給付及び地域支援事業の見直しに関するアンケート

I お答えいただく方についてお聞きします。

問1 所属する事業所についてお答えください。(○は1つ)

1 地域包括支援センター	2 居宅介護支援事業所
--------------	-------------

問2 所属する事業所の所在地はどちらですか。所在している圏域名をお答えください。(○は1つ)

1. 志津北部圏域	上座・小竹・青菅・先崎・井野・井野町・宮ノ台1~6丁目・ユーカリが丘1~7丁目・南ユーカリが丘・西ユーカリが丘1~7丁目
2. 志津南部圏域	上志津・上志津原・下志津・下志津原・中志津1~7丁目・西志津1~8丁目
3. 眞井・千代田圏域	眞井・眞井田・眞井台・江原・江原新田・角来・印南・八幡台1~3丁目・新眞井田・江原台1~2丁目・王子台1~6丁目・南眞井台・稻荷台1~4丁目 生谷・畔田・吉見・飯重・羽鳥・染井野1~7丁目
4. 佐倉圏域	田町・海隣寺町・並木町・宮小路町・鎌木町・鎌木町1~2丁目・新町・裏新町・中尾余町・最上町・弥勒町・野狐台町・鍋山町・本町・樹木町・将門町・大蛇町・藤沢町・栄町・城内町・千成1~3丁目・大佐倉・飯田・岩名・萩山新田・土浮・飯野・飯野町・下根・山崎・上代・高岡・宮前1~3丁目・白銀1~4丁目・鎌木仲田町
5. 根郷・和田・弥富圏域	六崎・寺崎・太田・大篠塚・小篠塚・神門・木野子・城・石川・表町1~4丁目・大作2丁目・大崎台1~5丁目・山王1~2丁目・春路1~2丁目・馬渡・藤治台 寒風・直弥・上別所・米戸・瓜坪新田・上勝田・下勝田・八木・長熊・天辺・宮本・高崎・坪山新田 岩富町・岩富・坂戸・飯塚・内田・宮内・西御門・七曲
6. 市外	

問3 あなたの職種についてお答えください。(○は1つ)

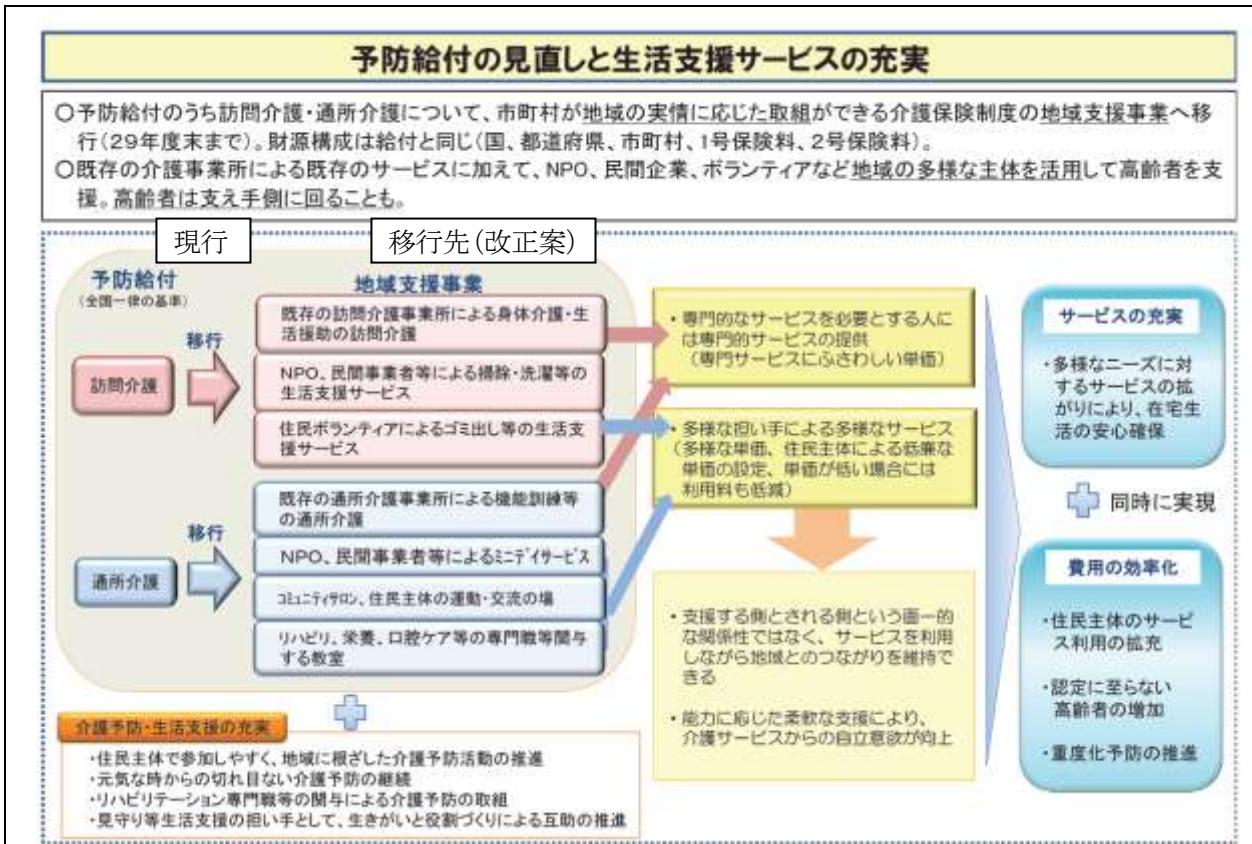
1 社会福祉士
2 保健師・看護師
3 主任介護支援専門員
4 介護支援専門員
5 その他 ()

介護予防給付及び地域支援事業の見直しに関するアンケート

II ご担当する方の状況等についてお聞きします。

《予防給付の見直しの改正案》

今後の予防給付の見直しの改正においては、全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護について、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、多様なサービスが多様な主体により提供されることにより、利用者がこれまで以上に自分にふさわしいサービスを選択することができる仕組みを目指している。



【平成 26 年 2 月 25 日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より】

1. 訪問介護について

見直し案によると、既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護に加え、NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービスや住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービスもサービス提供主体となり得ることを想定しています。

Q1. 地域支援事業に移行された場合でも、既存の事業所等により専門職による専門的なサービスを受給できないと、在宅生活を継続できない方は、いますか。

いる ⇒ Q1-2へ

いない ⇒ Q2へ

介護予防給付及び地域支援事業の見直しに関するアンケート

Q1-2. Q1で「いる」と回答された方に伺います。

その方の状況と訪問介護による支援内容について教えてください。

対象者の方の状況	支援内容

Q2. 担当する方が、制度の見直しにより既存のサービスが受給できなくなった場合、地域の中にどのような支援があれば、従来どおり、在宅生活を継続して行くことができますか。

-
-
-

2. 通所介護について

見直し案によると、既存の通所介護事業者による機能訓練等の通所介護に加え、NPO、民間事業者等によるミニデイサービスやコミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場もサービス提供主体となり得ることが想定されています。

Q3. 地域支援事業に移行された場合でも、既存の事業所等により専門職による専門的なサービスを受給できないと、在宅生活を継続できない方は、いますか。

いる ⇒ Q3-2へ	<u>いない</u> ⇒ Q4へ
------------	------------------

介護予防給付及び地域支援事業の見直しに関するアンケート

Q3-2. Q3で「いる」と回答された方に伺います。

その方の状況と通所介護による支援内容について教えてください。

対象者の方の状況	支援内容

Q4. 担当する方が、制度の見直しにより既存のサービスが受給できなくなった場合、地域の中にどのような支援があれば、従来どおり、在宅生活を継続して行くことができますか。

・
・
・
・

Q5. 現行では、介護保険制度の対象とならないものの中で、どのような支援があれば、高齢者が地域において安心した生活を継続することができますか。

・
・
・
・

ご協力ありがとうございました。